



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成21年 7月17日金曜日 第2083号外2

◇ 目 次 ◇  
規 則

愛媛県産業の振興及び雇用機会の創出のための県税の特別措置に関する条例施行規則..... 1  
愛媛県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の

範囲を定める規則の一部を改正する規則 ..... 6  
**公安委員会規則**  
愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則..... 7

## 規 則

### ○愛媛県規則第44号

愛媛県産業の振興及び雇用機会の創出のための県税の特別措置に関する条例施行規則を次のように定める。

平成21年 7月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

#### 愛媛県産業の振興及び雇用機会の創出のための県税の特別措置に関する条例施行規則

（趣旨）

**第1条** この規則は、愛媛県産業の振興及び雇用機会の創出のための県税の特別措置に関する条例（平成21年愛媛県条例第39号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（県内に住所を有する者の要件）

**第2条** 条例第2条第3号に規定する知事が定める要件は、その者の県内に住所を有する期間が採用の際引き続き3月以上であること（県外において就学し、又は就職した場合等であって、県内に住所を有する期間が採用の際引き続き3月以上とならないことが特にやむを得ないと知事が認めるときを含む。）とする。

（常時雇用する労働者）

**第3条** 条例第2条第3号の知事が定める常時雇用する労働者は、次に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

- (1) 条例第2条第3号の事業所（以下「対象事業所」という。）が操業を開始する日の1年前から同日後3月を経過する日（以下「基準日」という。）までの間に、当該対象事業所において勤務するために採用された者であること。
- (2) 基準日から引き続き1年以上対象事業所において勤務する者であること。
- (3) 対象事業所における採用前1年以内に当該対象事業所の事業主に雇用されたことがないこと。
- (4) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者（同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者に該当する者及び同法第43条第1項に規定する日雇労働被保険者に該当する者を除く。）であること。

2 前項第1号の要件に該当する者が自己の都合により離職したことにより同項第2号の要件に該当しないこととなった場合において、速やかに対象事業所において勤務するために新たに採用された者は、同項第1号の要件に該当する者とみなす。当該新たに採用された者が自己の都合により離職したことにより同項第2号の要件に該当しないこととなった場合において、速やかに対象事業所において勤務するために新たに採用された者についても、同様とする。

3 前項の規定により第1項第1号の要件に該当する者とみなされる者であって基準日から1年を経過する日（以下「確認日」という。）に対象事業所において勤務するものは、同項第2号の要件に該当する者とみなす。

（申告）

**第4条** 条例第4条に規定する知事が定める事項は、次に掲げるとおりとし、同条に規定する申告書は、不動産取得税課税免除申告書（様式第1号）によらなければならない。

- (1) 土地又は家屋の内訳
- (2) 対象事業所の操業を開始する日
- (3) 取得した家屋及び構築物並びに土地の取得価額
- (4) 基準日における条例第2条第3号の常時雇用する労働者の見込数
- (5) その他知事が必要と認める事項

2 条例第4条に規定する知事が定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法人にあっては、定款及び登記事項証明書
- (2) 取得した家屋及び土地の登記事項証明書
- (3) 対象事業所全体の平面見取図、取得した家屋及び構築物の立面図及び平面図並びに取得した土地の位置図

- (4) 取得した家屋及び構築物並びに土地の取得価額が確認できる建築工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (5) 取得した家屋に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認済証及び同法第7条第5項の規定による検査済証の写し
- (6) 条例第2条第3号の常時雇用する労働者の見込数が確認できる事業計画書
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業（以下「性風俗関連特殊営業」という。）に該当する事業を営む法人又は個人でない旨の誓約書
- (8) その他知事が必要と認める書類  
（常時雇用する労働者の数の報告）

**第5条** 条例第4条の申告をした者は、基準日が到来したときは、速やかに、基準日における条例第2条第3号の常時雇用する労働者の数を記載した常時雇用労働者数報告書（様式第2号）に当該常時雇用する労働者の数及び雇用関係を証する書類を添えて、知事に報告しなければならない。確認日が到来したときも、同様とする。

（適用除外）

**第6条** 条例第5条に規定する知事が条例の規定を適用することが適当でないと認める者は、次の各号のいずれかに該当する法人又は個人とする。

- (1) 対象事業所の操業を開始した日又は条例第2条第3号の常時雇用する労働者を最初に採用した日のいずれか早い日から確認日までの間において、性風俗関連特殊営業に該当する事業を県内において営んだ事実がある法人又は個人
- (2) 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第72条の39第2項、第72条の41第2項又は第72条の41の2第2項の規定の適用を受けた日から3年を経過していない法人
- (3) 法第72条の50第2項の規定による決定を受けた日から3年を経過していない個人
- (4) 国税通則法（昭和37年法律第66号）第25条の規定による決定を受けた日から3年を経過していない個人
- (5) 法第72条の47第1項又は第2項の規定による重加算金額の決定を受けた日から3年を経過していない法人
- (6) 国税通則法第68条第1項又は第2項の規定による法人税又は所得税に係る重加算税を課された日から3年を経過していない法人又は個人
- (7) 法人税法（昭和40年法律第34号）第70条、第81条の16又は第134条の2第1項若しくは第2項の規定の適用を受けた日から3年を経過していない法人
- (8) 法第72条の24の10の規定の適用を受けた日から3年を経過していない法人
- (9) 前各号に掲げるもののほか、これらに類するものとして知事が定める法人又は個人

（補則）

**第7条** この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 第5条の規定による報告は、基準日又は確認日がこの規則の施行の日までに到来する場合は、同条の規定にかかわらず、条例第4条の規定による申告後速やかにしなければならない。

様式第1号(第4条関係) 不動産取得税課税免除申告書

(表)

不 動 産 取 得 税 課 税 免 除 申 告 書

年 月 日

愛媛県知事 様

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 印

(1) 土地

取得の方法	取得年月日	旧所有者氏名	所在地	土地の取得面積 (ア)	(ア)の取得価額	(ア)の土地を敷地とする対象家屋又は構築物の建設着手(予定)年月日	図面との照合番号	備考
				平方メートル	千円			
計								

(2) 家屋

用途	構及床面積	造及び積年	耐用年数	取得の方法	取得年月日	減価償却開始年月日	取得価額	図面との照合番号	備考
							千円		
計									

(裏)

対象事業所の名称		操業を開始する日	
対象事業所の所在地		家屋及び構築物並びに土地の取得価額の合計額 (A)	円
対象事業所の業種		基準日における愛媛県産業の振興及び雇用機会の創出のための県税の特別措置に関する条例(平成21年愛媛県条例第 号。以下「条例」という。)第2条第3号の常時雇用する労働者の見込数	人

対象事業所の家屋及び構築物並びに土地の内訳

区 分	取得(予定)年月日	事業の用に供する(予定)年月日	取得(予定)価額	備 考
家 屋			円	
構 築 物			円	
土 地			円	
計			(A) 円	

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 不要の文字は、抹消すること。

3 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 法人にあつては、定款及び登記事項証明書
- (2) 取得した家屋及び土地の登記事項証明書
- (3) 対象事業所全体の平面見取図、取得した家屋及び構築物の立面図及び平面図並びに取得した土地の位置図
- (4) 取得した家屋及び構築物並びに土地の取得価額が確認できる建築工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (5) 取得した家屋に係る建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認済証及び同法第7条第5項の規定による検査済証の写し
- (6) 条例第2条第3号の常時雇用する労働者の見込数が確認できる事業計画書
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を営む法人又は個人でない旨の誓約書
- (8) その他知事が必要と認める書類

様式第2号(第5条関係) 常時雇用労働者数報告書

常時雇用労働者数報告書			
愛媛県知事 様		年 月 日	
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) ㊟			
対象事業所の名称		操業を開始した日	
対象事業所の所在地		基準日又は確認日における愛媛県産業の振興及び雇用機会の創出のための県税の特別措置に関する条例(平成21年愛媛県条例第 号。以下「条例」という。)第2条第3号の常時雇用する労働者の数	人

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

- 2 不要の文字は、抹消すること。
- 3 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 条例第2条第3号の常時雇用する労働者の数及び雇用関係を証する書類
- (2) ハローワーク(公共職業安定所)が運用する雇用保険トータル・システムの次に掲げる出力帳票の原本及び当該帳票に係る交付申請書の写し
  - ア 適用事業所台帳ヘッダー1
  - イ 事業所台帳ヘッダー2照会
  - ウ 事業所別被保険者台帳照会

なお、これらの出力帳票は、事業所関係照会区分及び編集コード等を次の表のとおり指定してハローワーク(公共職業安定所)から交付を受けたものとする。

照会区分コード	編集コード	指定時点
事業所関係照会の対象者につき、次の「6 全被保険者」を指定すること。	事業所関係照会の対象者の並び順番につき、次の「3 取得(転入)日順」を指定すること。	・基準日 ・確認日
1 取得中の者	1 被保険者番号降順	
2 喪失済の者	2 氏名の50音順	
3 喪失原因3	3 取得(転入)日順	
4 転入者	4 離職(転出)日順	
5 転出者	5 生年月日順	
6 全被保険者		

○愛媛県規則第45号

愛媛県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年 7月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

**愛媛県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則**

愛媛県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年愛媛県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
<b>別表（第2条関係）</b>		<b>別表（第2条関係）</b>	
1 特例条例別表 3の項第13号に 規定する児童福 祉法（昭和22年 法律第164号）の 施行のための規 則に基づく事務 であって規則で 定めるもの	児童福祉法施行細則（昭和35年愛媛県 規則第29号。以下この項において「規 則」という。）に基づく事務のうち、次 に掲げるもの (1) 省略 (2) 規則第23条の6第5項の規定に基づ く <u>登録の更新をし、又はしないことの 決定</u> の通知に係る通知 書の交付に関する事務 (3) 規則第23条の6第7項の規定に基づ く <u>養育里親</u> が 適当であるかどうかの調査に関する事 務 (4) 省略	1 特例条例別表 3の項第16号に 規定する児童福 祉法（昭和22年 法律第164号）の 施行のための規 則に基づく事務 であって規則で 定めるもの	児童福祉法施行細則（昭和35年愛媛県 規則第29号。以下この項において「規 則」という。）に基づく事務のうち、次 に掲げるもの (1) 省略 (2) 規則第23条の6第5項の規定に基づ く <u>養育里親、短期里親又は専門里親の 登録又は登録の更新</u> の通知に係る通知 書の交付に関する事務 (3) 規則第23条の6第7項の規定に基づ く <u>養育里親希望者、親族里親希望者、 短期里親希望者又は専門里親希望者</u> が 適当であるかどうかの調査に関する事 務 (4) 規則第23条の6第8項の規定に基づ く <u>職業指導里親認定希望者が適当であ るかどうかの調査に関する事務</u> (5) 省略
2～5 省略		2～5 省略	
6 特例条例別表 30の項第5号に 規定する租税特 別措置法（昭和 32年法律第26 号）の施行のた めの規則に基づ く事務であって 規則で定めるも の	租税特別措置法に基づく優良宅地の認 定に関する規則（平成12年愛媛県規則第 24号。以下この項において「規則」とい う。）に基づく事務のうち、次に掲げる もの (1) 省略 (2) 規則第7条の規定に基づく工事の廃 止の届出の受付及び当該届出に係る届 出書の知事への送付に関する事務（法 第31条の2第2項第14号八及び第62条 の3第4項第14号八の規定による認定 に係るものに限る。） (3) 省略 (4) 規則第8条の規定に基づく地位の承 継の届出の受付及び当該届出に係る届 出書の知事への送付に関する事務（法 第31条の2第2項第14号八及び第62条 の3第4項第14号八の規定による認定 に係るものに限る。）	6 特例条例別表 30の項第5号に 規定する租税特 別措置法（昭和 32年法律第26 号）の施行のた めの規則に基づ く事務であって 規則で定めるも の	租税特別措置法に基づく優良宅地の認 定に関する規則（平成12年愛媛県規則第 24号。以下この項において「規則」とい う。）に基づく事務のうち、次に掲げる もの (1) 省略 (2) 規則第7条の規定に基づく工事の廃 止の届出の受付及び当該届出に係る届 出書の知事への送付に関する事務（法 第31条の2第2項第15号八及び第62条 の3第4項第15号八の規定による認定 に係るものに限る。） (3) 省略 (4) 規則第8条の規定に基づく地位の承 継の届出の受付及び当該届出に係る届 出書の知事への送付に関する事務（法 第31条の2第2項第15号八及び第62条 の3第4項第15号八の規定による認定 に係るものに限る。）
7～20 省略		7～20 省略	

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

 公安委員会規則
 

---

## ○愛媛県公安委員会規則第11号

愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年 7月17日

愛媛県公安委員会委員長 木 綱 俊 三

## 愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則

愛媛県警察組織規則（平成17年愛媛県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（企画教養課） <b>第29条</b> 企画教養課においては、次の事務をつかさどる。 (1) 省略 (2) <u>被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関する</u> <u>こと。</u> (3)～(6) 省略	（企画教養課） <b>第29条</b> 企画教養課においては、次の事務をつかさどる。 (1) 省略 (2) <u>被疑者取調べの監督に関する</u> こと。 (3)～(6) 省略

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。